

の一部を次のように改正する。

日次中「休日」を「休業日」に、「(第二十条―第二十二條)」を「(第二十条―第二三條)」に改める。

「第二章 学年及び休日」を「第二章 学年及び休業日」に改める。
第四条を次のように改める。

(休業日)

第四条 学院における休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する日

二 日曜日

三 夏期休業日 八月一日から八月二十五日まで

四 冬期休業日 十二月二十五日から翌年一月十日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行なうことができる。

第七条及び第九条中「学院長」を「知事」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(授業料の免除)

第九条の二 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十五号。以下「条例」という。)第六条の規定による授業料の免除は、生活の困窮により授業料を納付することが困難であると認められる者に対して行なうものとする。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(様式第四号)にその事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

第十条各号列記以外の部分中「学院長」を「知事」に改め、同条二号中「前条」を「第九条」に改める。

第十一条中「学院長」を「知事」に改める。

第十二条第一項中「学院長」を「知事」に改め、同条第二項中「願書」を「休学願(様式第五号)」に、「学院長」を「知事」に改める。

第十三条中「願書」を「復学願(様式第五号)」に、「学院長」を「知事」に改める。

第十四条第一項中「学院長」を「知事」に改め、同条第二項中「願書」を「退学願(様式第五号)」に、「学院長」を「知事」に改める。

第十五条を次のように改める。

(懲戒)

第十五条 知事は、学院の教育上必要があると認めるときは、その事情により、学生に訓告、停学又は退学の懲戒処分を行なうことができる。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行なうことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 成績劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして出席が常でない者

四 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第十六条第三項中「学院長」を「知事」に改める。

第十七条第一項中「学院長」を「知事」に、「様式第四号」を「様式第六号」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 欠席日数が所定の授業日数の三分の一をこえる者は、卒業する

ことができな

2 知事は、欠席日数が所定の授業日数の三分の一以内であつて、二十八日をこえる者については、補習授業を行なうことにより卒業させることができる。

第二十条中「学院長」を「知事」に改める。

第二十一条中「そのつど」を削る。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第二十二条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定

により鳥取県立函科衛生士学院長(以下「学院長」という。)の委任決

裁事項として定められた事項は、条例第三条の規定による学院の入学の

許可に関する事務である。

2 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等

事務決裁規則の規定により学院長の委任決裁事項として定められた事項

は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第四条第二項の規定による臨時の休業又は休業日に授業を行なう旨

の決定

二 第七条の規定による入学願書の提出期間の決定

三 第九条第一項の規定による誓約書の提出期限の決定

四 第十条の規定による入学許可の取消し

五 第十二条第一項の規定による休学の決定

六 第十三条の規定による復学の決定

七 第十四条第一項の規定による退学の許可

別表

八 第十五条第一項の規定による訓告、停学又は退学の命令

九 第十六条第三項の規定による試験の期日の決定

十 第十七条の規定による学業成績の評定又は卒業証書の授与

別表を次のように改める。

学 科 目	授 業 時 間 数
解剖生理	一〇〇 時間以上
生理	七〇
病理細菌	三〇
細菌	三〇
薬理	一五
栄養	一五
衛生及び口腔衛生	七〇
衛生	二五
口腔衛生	四五
歯科臨床概論及び歯科診療補助	九〇
歯科臨床概論	三〇
歯科診療補助	六〇
衛生統計	二〇
衛生行政及び社会福祉	二〇
衛生行政	一二
社会福祉	八
実習	六七〇
基礎実習	一七〇
臨床実習	五〇〇
外国語	一〇
社会学	五五
計	一、一〇〇 時間以上

第一号様式中「鳥取県立歯科衛生士学院院长」を「職氏名」に改める。
 第四号様式中「鳥取県立歯科衛生士学院院长」を「職」に改め、同様式を第六号様式とする。

第三号様式中
 収入を
 紙を
 2印は

消印を削り、「鳥取県立歯科衛生士学院院长」を「職」に改め、同様式の次に第四号様式及び第五号様式として次のように加える。

第四号様式

授業料免除申請書

職 氏 名 殿

鳥取県立歯科衛生士学院学則第9条の2の規定により授業料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

本人氏名

保護者

住所氏名

記

- 1 免除希望額
- 2 免除希望期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 理由

④ ④

第五号様式

退 学 (休学・復学) 願

職 氏 名 職

私は、このたび下記のとおり退学(休学・復学)したいので、許可してくださるようお願いします。

年 月 日

本 人 氏 名

保 証 人

住 所 氏 名

記

1 理 由

2 退学(休学・復学)予定年月日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。
(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二高等看護学院長の項に次のように加える。

歯科衛生士
学 院 長

一 鳥取県立歯科衛生士学院設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)第三条の規定による入学の許可

二 鳥取県立歯科衛生士学院学則(昭和三十八年四月鳥取県規則第十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四条第二項の規定による臨時の休業又は休業日に授業する旨の決定
- (二) 第七条の規定による入学願書の提出期間の決定
- (三) 第九条第一項の規定による誓約書の提出期限の決定
- (四) 第十条の規定による入学許可の取消し
- (五) 第十二条第一項の規定による休学の決定
- (六) 第十三条の規定による復学の決定
- (七) 第十四条第一項の規定による退学の許可
- (八) 第十五条第一項の規定による訓告、停学又は退学の命令
- (九) 第十六条第三項の規定による試験期日の決定
- (十) 第十七条の規定による学業成績の評定又は卒業証書の授与

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一号中「一万円」を「三万円」に改める。

第五十三条ただし書中「一万円」を「三万円」に改める。

別表の病院事業勘定科目の固定資産の表の備考欄中「1万円」を「3万円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、県が商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)に対し融資を行なうことにより、中小企業者の設備の近代化に必要な資金の確保を図り、もつて中小企業者の振興に寄与することを目的とする。

第三条を次のように改める。

(県の貸付け)

第三条 県は、商工中金に対し、予算の範囲内において、商工中金が中小企業者に対して次の各号に掲げる事業で中小企業者の設備の近代化に寄与すると認められるものに必要な資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

一 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、商工組合、環境衛生同業組合及び商店街振興組合が組合員のために共同設備を設置し、又は当該設備を設置するため土地を取得し、若しくは造成する事業(第八号に掲げる事業を除く。)

二 企業組合及び協業組合が設備を設置し、又は当該設備を設置するため土地を取得し、若しくは造成する事業(第八号に掲げる事業を除く。)

三 中小企業者が他の中小企業者と合併し、又は他の中小企業者と共同出資して設立する法人が設備を設置し、又は当該設備を設置するため土地を取得し、若しくは造成する事業(第八号に掲げる事業を除く。)

四 中小企業協同組合又はその構成員が、一の団地に集団して工場、事業場若しくは店舗を設置し、又は当該工場、事業場若しくは店舗を設置するため土地を取得し、若しくは造成する事業(第八号に掲げる事業を除く。)

五 知事が別に指定する業種に属する中小企業者が設備を設置する事業

- 六 簡易宿所営業を営む中小企業者が設備を設置する事業
 - 七 中小企業者が労務管理の改善のための設備を設置する事業
 - 八 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号）第二条に規定する事業
- 第五条各号列記以外の部分中「次の」を「別表の」に改め、同条各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表

事業の種類	貸付期間（据置期間を含む。）		貸付金の限度額	貸付利率
	貸付期間	据置期間		
第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事業	五年以内	一年以内	一千万円又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年六・五パーセント以内
第三条第一項第六号に掲げる事業	三年以内	六月以内	三百万円又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年六・五パーセント以内
第三条第一項第七号に掲げる事業	三年以内	一年以内	三百万円又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年六・五パーセント以内
第三条第一項第八号に掲げる事業	七年以内	一年以内	三千万円又は設備の近代化に必要な資金の十分の一以内のいずれか低い額	年六・五パーセント以内

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。